

とくしま集落再生表彰実施要領

1 表彰の目的

この表彰は、人口減少が進む徳島県内において、地域資源を活かした創意工夫ある活動に取り組み、地域の活性化に顕著な功績のある個人又は団体を表彰することにより、優れた取組事例を幅広く普及し、集落再生の実現を図ることを目的とする。

2 表彰者

徳島県知事

3 表彰の種類

- (1) 最優秀賞（1件）
- (2) 優秀賞（2件以内）

4 表彰の対象

表彰の対象となるものは、現在、徳島県内で活動しており、今後も活動を継続することが見込まれる個人又は団体であり、過去に同一の功績により、大臣表彰又は県知事表彰を受賞していないこと。

5 被表彰者の決定

- (1) 被表彰者は、次の中から知事が、とくしま集落再生表彰選考委員会（以下、「委員会」という）の審査を踏まえて決定する。
 - ・自薦又は県若しくは市町村から推薦のあった個人又は団体
- (2) 委員会の組織及び運営に関する事項は、知事が別に定める。

6 候補者の推薦

自薦又は推薦に当たっては、応募用紙（様式第1号）及び推薦調書（様式第2号）に必要事項を記入し、関連する資料（写真、パンフレット等、活動の内容がわかるもの）を添えて、徳島県企画総務部地域連携課に提出するものとする。また、提出書類は返却しない。

7 審査基準

審査に当たっては、次の各号に掲げる観点により総合的に判断する。

- (1) 独自性
地域固有の資源や特性を活かした創意工夫ある活動となっているか。

(2) 継続性・発展性

活動が継続的に実施されているか。

活動の充実、拡大など更なる発展が見込まれるか。

(3) 多様な主体による連携

地域や行政など多様な主体との連携により活動が行われているか。

(4) 活動の成果

地域の課題解決や集落再生の実現に繋がる活動であるか。

8 表彰の方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

9 庶務

表彰に関する事務は、徳島県企画総務部地域連携課が行う。

10 その他

その他この表彰制度に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

1 この要領は平成28年8月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、とくしま集落再生表彰実施要領（平成25年8月19日制定）は、廃止する。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和元年8月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和7年4月1日から施行する。